

村民税 特別徴収 給与支払報告 に係る給与所得者異動届書

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
-----------	----------------------

注意点
 1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上欄の事項と下欄の月割額を記入し、新勤務先
 2 せたくえ、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に提出してください。一括徴収することが義務付けられています。

令和 年 月 日	所在地 〒	個人番号又は法人番号																						
北塩原村長 様	名称	特別徴収義務者指定番号																						
	代表者の職氏名印	連絡者の氏名及び電話番号	部署	氏名	電話	() - 番																		
給与所得者		○印をしてください	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法		1月1日以降退職時までの給与支払額																	
受給者番号	フリガナ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	一括徴収税額・納入月	異動年月日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(市町村で徴収) (理由)		円												
氏名	生年月日	円	月から	円	円	円		□ 月分で納入します。 (月 日 納入)		円		円												
個人番号	現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円	円	円				円		円												
新しい勤務先所在地・名称			(月 日 納期分まで)							円		円												

●給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合等は、次の欄にも記入してください。(1~5月の退職分は一括徴収)

退職日が 6月1日~12月31日の場合は、 異動者の承認を得てください。 (月 日 申出)	異動者印	給与又は退職手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 額		一括徴収した税額は 下記月分で納入します	※市区町村記入欄	月 割 額												
※この期間以外は承認不要。		・	支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	月分(月 日 納期分)		月分	月分以降											
		・	円	円	月分(月 日 納期分)														
		・	円	円	月分(月 日 納期分)														

●転勤等による特別徴収届書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	所在地 〒	個人番号又は法人番号																		
フリガナ	名称	特別徴収義務者指定番号																		
月分から徴収し 納入します。	代表者の職氏名印	連絡者の氏名及び電話番号	部署	氏名	電話	() - 番														
	納入書希望の有無 (新規義務者の場合○でかこむ)	1. 市町村作成の納入書の送付を希望する。(郵便払込票による場合はチェック □)		2. 私製の納入書を使用するので不要である。																